

【韓国】 クラウドファンディングの活性化

海外立法情報課 藤原 夏人

* オンライン上で多くの人から資金を調達する「クラウドファンディング」の活性化のため、2015年7月24日、「資本市場及び金融投資業に関する法律」が改正された。

1 背景及び経緯

クラウドファンディングとは、群衆（crowd）と資金調達（funding）から成る造語で、インターネット、SNS等のオンライン上で、多くの人から（一般には仲介業者を通じて）資金を調達する手法であり、①寄付型、②貸付型、③投資型等のいくつかの類型がある。近年、金融機関からの借入れ等による資金調達が困難な新興事業者等の新たな資金調達方法として成長を続けており、韓国でも2000年代後半以降、仲介業者を通じたクラウドファンディングが行われている。

クラウドファンディング市場の成長とともに、アメリカのクラウドファンディング法の制定（2012年4月。本誌251-2号（2012年5月）参照）をはじめ、各国でクラウドファンディングの活性化を図る動きが現れた。韓国においても2012年5月、政府が「企業投資活性化案」を公表し、その中で、クラウドファンディングに係る法整備の推進を公式に表明した。韓国では特に投資型クラウドファンディングの活性化に力が注がれ、2013年2月の朴槿恵（パク・クネ）政権の発足以降、経済活性化の重点政策の1つに位置付けられた。

投資型クラウドファンディングの活性化に当たっては、「資本市場及び金融投資業に関する法律」（以下「資本市場法」）を改正し、参入障壁を緩和する必要があったため、2013年6月、投資型クラウドファンディングのための仲介業者の新設等を盛り込んだ資本市場法改正案が、与党議員による議員立法として国会に提出された。同法案は他の関連法案との一本化を経て2015年7月6日、国会本会議で可決され、同月24日に公布された。

2 法改正の概要

(1) 仲介業者の登録等（第9条第27項、第117条の3～5）

一般の投資仲介業とは別途に、オンライン上の投資型クラウドファンディングを仲介するための「オンライン少額投資仲介業者」（以下「仲介業者」）が新設された。投資仲介業が認可制であるのに対し、仲介業者は登録制であり、登録に必要な最低資本金は5億ウォン（1ウォンは約0.1円）である。なお、仲介業者を通じた証券発行が可能なのは、創業7年未満か、一定の要件を満たす事業を行う中小企業である（詳細は大統領令で規定）。

(2) 仲介業者の営業行為の規制等（第117条の7～9）

仲介業者は次のような行為が禁止される。①自己が仲介する証券を自己の計算において（自己の所有として）取得すること、②証券の発行や申込みの斡旋・代理をすること、③投資又は投資先の経営に関する諮問に応じること、④投資家が投資内容について十分に確認する前に、その投資家から証券の申込みの意思表示を受けること、⑤投資家の金銭・証

券その他財産の保管・預託を引き受けること（購入時の申込証拠金は仲介業者ではなく大統領令で定める銀行又は証券金融会社に預ける）、⑥証券の申込みを勧誘すること（自己のサイト上での広告や、単なるポータルサイト上での自己のサイトへの接続案内を除く）等。

(3) 証券の募集に関する規定等（第 117 条の 10～11）

投資家保護の観点から、次のような規定が設けられた。①オンライン少額投資仲介の方法による証券の募集は、年間一定額（大統領令の規定により 7 億ウォンとなる見込み）以下に制限されること、②オンライン少額証券発行人（以下「発行人」）は、証券の発行条件、財務状況、事業計画等を、仲介業者が開設したサイトに掲載すること、③発行人は、申込金額が募集予定金額の一定割合（大統領令の規定により 80%程度となる見込み）に達しないときは、証券の発行を取り消すこと、④発行人・大株主は、自己の持分を最低 1 年間売却できないこと、⑤投資家別に投資額に限度を設けること（表参照）、⑥投資家は、原則として 1 年間証券を譲渡できないこと（専門投資家等への譲渡は可）、⑦仲介業者は、仲介前に発行人の財務状況、事業計画等における投資家保護に関する事項、代表及び経営陣の履歴等に関する事実を確認すること等。

(4) 中央記録管理機関（第 117 条の 13）

投資家の投資限度額等の管理のため、中央記録管理機関（大統領令で規定）が設立される。仲介業者は中央記録管理機関に、発行人と投資家の双方に関する情報を提供する。

表 投資家別の投資額の限度（資本市場法第 117 条の 10 第 6 項関連）

投資家の種類	同一発行人に対し（年間）	累計（年間）
一般投資家	200 万ウォン以下	500 万ウォン以下
所得等一定要件を備えた投資家	1,000 万ウォン以下	2,000 万ウォン以下
専門投資家（金融機関等）	限度なし	限度なし

3 今後の展望と課題

今回の法改正のうち、投資型クラウドファンディングに係る条項は公布 6 か月経過後（2016 年 1 月）に施行される。政府は今回の法改正により、新興事業者等が優れたアイデアのみで資金を調達することが可能となり、経済活性化や若年者雇用の拡大に寄与することを期待している。その一方で、譲渡制限の撤廃等、さらなる規制の緩和を求める声もある。また、寄付型、貸付型等、他の類型についても法整備の必要性が提起されている。

参考文献（インターネット情報は 2015 年 9 月 14 日現在である。）

- ・「자본시장과 금융투자업에 관한 법률 일부개정법률안(대안)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_K1V5U0U4O3O0Z0V9B0A5X5K3W4Q3U2>
- ・「[보도참고]클라우드펀딩법 국회 본회의 통과」금융위원회, 2015.7.6. <http://www.fsc.go.kr/info/ntc_news_view.jsp?bbsid=BBS0030&page=3&sch1=&sword=&r_url=&menu=7210100&no=30496>
- ・김정주·김애진「비투자형 클라우드펀딩 법제화의 쟁점과 입법적 개선과제」국회입법조사처, 2014.9.11. <http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd_Seq=13235&cmsCd=CM0023>